介護施設内保育所運営費補助金

参 考

１　対象経費

　　介護施設内保育事業に必要な保育士等の人件費や委託料

２　補助基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 児童数 | 保育時間 | 保育士等人数 | 保育料 | 対象面積 |
| Ⅰ型 | １人以上 | ８時間以上 | ２人以上 | 月額  10,000円  以上 | 児童１人  当たり  1.65㎡以上 |
| Ⅱ型 | ４人以上 | ８時間以上 | ２人以上 |
| Ⅲ型 | １０人以上 | １０時間以上 | ４人以上 |
| Ⅳ型 | ２０人以上 | １０時間以上 | ７人以上 |
| Ⅴ型 | ３０人以上 | １０時間以上 | １０人以上 |

３　補助基準額

　　補助基本額（基本額－保育料収入相当額）×補助率

(1)基本額

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ型 | 1人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)＝2,169,600円 |
| Ⅱ型 | 2人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)＝4,339,200円 |
| Ⅲ型 | 4人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)＝8,678,400円 |
| Ⅳ型 | 5人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)＝10,848,000円 |
| Ⅴ型 | 6人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)＝13,017,600円 |

(2)保育料収入相当額

〈算定上の児童数〉　　　　　 保育料収入相当額　※保育料児童1人一律　24,000円（月額）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ型 | 1人 |  | Ⅰ型 | 24,000円×12月× 1人＝ 288,000円 |
| Ⅱ型 | 4人 | Ⅱ型 | 24,000円×12月× 4人＝1,152,000円 |
| Ⅲ型 | 10人 | Ⅲ型 | 24,000円×12月×10人＝2,880,000円 |
| Ⅳ型 | 14人 | Ⅳ型 | 24,000円×12月×14人＝4,032,000円 |
| Ⅴ型 | 18人 | Ⅴ型 | 24,000円×12月×18人＝5,184,000円 |

(3)補助基本額

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ型 | 2,169,600円－ 288,000円＝1,881,600円 |
| Ⅱ型 | 4,339,200円－1,152,000円＝3,187,200円 |
| Ⅲ型 | 8,678,400円－2,880,000円＝5,798,400円 |
| Ⅳ型 | 10,848,000円－4,032,000円＝6,816,000円 |
| Ⅴ型 | 13,017,600円－5,184,000円＝7,833,600円 |

４　補助率

　　補助基本額に対する２／３を補助（財源内訳：国２／３、県１／３）

　　残り１／３は事業主負担

５　その他

　(1)申請者について

　　 医療法人、社会福祉法人単位で保育施設の所在する市町村あて提出

　(2)法人内の複数の施設（特養、老健等）が同一の保育施設を利用する場合

　　 補助金申請書類をまとめて提出（内訳を作成）

　(3)児童数の算定方法について

　　①月に数回程度の利用の場合など、月当たりの児童数の算定方法

⇒別紙のとおり

　　②法人内の複数の施設が、同一の保育施設を利用している場合の対象児童数

　　　 ⇒次の施設の職員の児童数のみを対象

・介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）

・介護老人保健施設

・特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、ケアハウス及び養護老人ホーム

　(4)保育施設の設置場所について（次の場合は補助対象）

　　 ・介護施設内に設置

・介護施設と同一敷地内に設置

・介護施設の近隣に設置

　(5)他補助金との併給について

　　　他補助金の補助対象となっている場合は対象外

　(6)非常勤の保育士の常勤換算方法について

　　　非常勤の週当たり勤務時間の合計数÷常勤の週当たり勤務時間の合計数

　　　（例）３０時間÷４０時間＝０．７５人（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第　1位まで算出）→０．８人

別 紙

保育児童数の算定方法（令和元年6月26日現在）

１　保育児童数について

（１）各月において職員と保育所との間に受託契約がなされており、かつ各月において１５日以上保育した職員の児童を保育児童数として算定する。なお、臨時に保育した児童については次のイによる。

（２）臨時に保育した児童については、下記の方法により換算した上で保育児童数として算定できる。ただし、１日単位で保育した児童についてのみとし、時間単位以下で保育した児童については算定しない。

（１）、（２）に基づき算定した各月における保育児童数を年間平均した人数が４．０人以上であれば４人未満の月があってもⅡ型とする。ただし、４人未満が６ヶ月以上の場合はⅡ型の補助対象外（Ⅰ型で補助対象）とする。その他の区分においても同様の考え方とする。

（例）①　4月～10月までが5人、11月～3月までが3人の場合

　　　　{（5人×7ヶ月）＋（3人×5ヶ月）÷12ヶ月}＝　４．１６・・・人（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出）　→　４．２人　→Ⅱ型

　　　②　4月～9月までが5人、10月～3月までが3人の場合

　　　　{（5人×6ヶ月）＋（3人×6ヶ月）÷12ヶ月}＝　４．００人　→補助対象外

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （Ⅰ型で対象）

【（２）の換算方法】

＝

（臨時に保育した児童の月間延保育日数）

（実際の月間延開所日数）

（保育児童換算数）

　（例）１日８時間、２０日開所した保育所において、

　　　　　１５日間以上保育した児童　３人

　　　　　６日間臨時に保育した児童　１人

　　　　　５日間臨時に保育した児童　２人　の場合

臨時に保育した児童を換算すると

　６日／２０日＝０．３人

　　　　　　５日／２０日＝０．２５人

　　　【合計】３人＋０．３人＋０．２５人＝３．５５人（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出）　→　３．６人